

～消費生活情報～

高齢な母が次々と床下換気扇などを購入した

75歳で母は一人暮らしをしている。帰省した際、床下換気扇が自宅に設置されていることに気付き、母に尋ねたところ、最近床下換気扇を購入したほかに、防湿剤やシロアリ駆除剤などをここ数年の間に、何回か購入していたことがわかった。床下換気扇業者は、母に「この家は通気性が悪いから床下換気扇をつけないと家が腐る」と不安をあおり、母は業者に勧められるまま、契約していたようだ。解約して、返金してほしい。(相談者:40代女性)



< アドバイス >

クーリング・オフは…

これらの契約は訪問販売で契約したもののなので、契約してから8日以内であれば、クーリング・オフができますが、この相談の場合、契約してから8日を超えているので、クーリング・オフはできません。

しかし

契約書面を確認したら…

念のため、契約したときに業者から渡された契約書類などをチェックしたところ、床下換気扇の契約書に、業者の代表者名、販売員名、商品の型式(種類)など、特定商取引に関する法律(旧訪問販売に関する法律)で定められた記載内容がきちんと書かれていないことがわかりました。そこで、法律で決められた内容が契約書に書かれていないことを業者に指摘するとともに、「通気性が悪い。家が腐る」と言った根拠を明らかにするように求めることとなります。

なお本件は、通気性などについて業者は回答しませんでした。が、書面の内容不十分であったことを認め、解約し代金が返金されることになりました。

～～ 安易に契約することは、避けましょう！ ～～

契約したあとでも、あきらめずに、相談室へ相談しましょう！！

岡山市消費生活相談室	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～12時、13時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、12:45～17時